

浜松市雄踏総合体育館、浜松市馬郡運動広場、浜松市雄踏グラウンド、
雄踏総合公園、浜松市舞阪表浜公園 指定管理者募集要項

1 施設の概要

(1) 管理対象施設

①浜松市雄踏総合体育館

施設名称	浜松市雄踏総合体育館			
所在地	浜松市中央区雄踏町宇布見 9981 番地の 1			
設置条例	浜松市総合体育館条例、浜松市総合体育館条例施行規則			
設置目的	市民のスポーツ向上、地域スポーツの振興及び市民の健康増進を図る。			
竣工時期	平成 18 年 3 月	構造等	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋 コンクリート造 2 階建	
敷地面積	9,948.18 m ²			
延床面積	4,414.88 m ²	I s 値	新耐震基準	
施設内容	施設区域	施設名称・面積等	用途等	附属施設
	事務管理	事務室 47.78m ²		医務室 8.39m ² 幼児室 17.64m ² 指導員会議室 32.03m ² 会議室 103.50m ² 湯沸し室 3.62m ² 職員用便所 6.98m ² 倉庫、機械室、電気室等
	体育館	メインアリーナ 面積：1659.2 m ² (48.8m×34m) 天井高：12.8m	バレーボール 3 面 バスケットボール 2 面 バドミントン 8 面	観覧席（固定席） 464席 （車椅子席） 4席 ウエイティングコーナー 3か所 放送室（音響設備） 1室 器具庫 4室 排煙窓装置等
		サブアリーナ 面積：837 m ² (31m×27m) 天井高：4.28～7.92m	剣道 2 面 卓球 37 台	器具庫 2室 排煙窓装置等
	共用区域	風除室、玄関ホール（324.36m ² ）、男子・女子ロッカー室（シャワー付）、 男子・女子便所、エレベーター 1基 トレーニングコーナー（97.45m ² ）		
	屋外区域	屋外便所、駐輪場 70台		
	駐車場 (別紙 1 参照)	第 1 駐車場 112 台（精算機付、身体障害者用駐車場 2 台含む） 第 2 駐車場 約 200 台（精算機なし、6,514.00 m ² ） 第 3 駐車場 約 80 台（精算機なし、3,095.00 m ² ） 第 4 駐車場 約 100 台（精算機なし、5,345.00 m ² ）		

②浜松市馬郡運動広場

施設の名 称	浜松市馬郡運動広場		
所 在 地	浜松市中央区馬郡町 3785 番地の 1		
設 置 条 例	浜松市運動広場条例、浜松市運動広場条例施行規則		
設 置 目 的	市民スポーツの振興及び健康増進を図る。		
敷 地 面 積	27,007㎡		
施 設 内 容	施設名	用 途 等	施設面積
	グラウンド	サッカー1～2 面、ソフトボール 4 面 (小学生)、浄化槽トイレ 1 箇所、器具庫、移動式バックネット 2 基、サッカーゴール、防球ネット	15,000 ㎡
	駐車場	88 台	2,900 ㎡

③浜松市雄踏グラウンド

施設の名 称	浜松市雄踏グラウンド		
所 在 地	浜松市中央区雄踏町宇布見 9611 番地の 2		
設 置 条 例	浜松市運動広場条例、浜松市運動広場条例施行規則		
設 置 目 的	市民スポーツの振興及び健康増進を図る。		
敷 地 面 積	10,331㎡		
施 設 内 容	施設名	用 途 等	施設面積
	グラウンド	野球 1 面、ソフトボール 2 面 移動式バックネット 2 基、ベンチ 13 脚、器具庫、防球ネット、夜間照明設備	10,331 ㎡
	駐車場	なし (外国人支援センター駐車場約 40 台を共用可能)	

④雄踏総合公園

施設の名 称	雄踏総合公園			
所 在 地	浜松市中央区雄踏町宇布見 9984 番地の 1			
設 置 条 例	浜松市都市公園条例、浜松市都市公園条例施行規則			
設 置 目 的	市民の福祉の増進並びに体育及び生活文化の向上に資するため。			
開 設 時 期	昭和57年3月	敷 地 面 積	169,000㎡	
施 設 内 容	施設名	竣工時期	構 造 等	施設面積
	庭球場	平成元年 3 月	砂入り人工芝 8 面・夜間照明有	5,680 ㎡
	多目的スポーツ広場	昭和 59 年 3 月	フィールド：天然芝、トラック：クレイ	20,026 ㎡
	球技場	平成 20 年 5 月	土	7,000 ㎡
		平成 20 年 10 月	芝生：大	8,970 ㎡
		平成 21 年 6 月	芝生：小	6,000 ㎡
ソフトボール場	昭和 58 年 3 月	内野土、外野芝	7,605 ㎡	

	ゲートボール場	平成3年3月	クレイ	3,000㎡
	水泳場(管理棟)	昭和61年3月	事務所兼放送室、更衣室(シャワー室、ロッカー：男510、女510)、トイレ3箇所(事務所、更衣室内、屋外)	9,000㎡
	水泳場(プール)	昭和61年3月	流水スライダープール、25m・児童・徒渉プール	※上記に含む
	駐車場	平成3年5月	北アスファルト舗装298台	7,700㎡
		平成5年3月	南アスファルト舗装150台	4,500㎡
		平成21年8月	未舗装84台	2,700㎡
	クラブハウス	平成2年3月	鉄骨造一部鉄筋コンクリート平屋建 会議室、事務所兼放送室、器具庫、機械室、倉庫、トイレ1箇所、更衣室(シャワー室付、ロッカー：男30、女30)	建築面積： 393.42㎡
	その他	屋外トイレ(下水道)3箇所(北駐車場、芝生広場、多目的広場)、仮設トイレ(汲み取り)1箇所、四阿4箇所、モニュメント1箇所、遊具(コンビネーション2、健康4、その他6)、芝生広場、せせらぎ広場 など 附属設備：照明設備		

⑤浜松市舞阪表浜公園

施設名称		浜松市舞阪表浜公園		
所在地		浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の1		
設置条例		浜松市公園条例、浜松市公園条例施行規則		
設置目的		市民の福祉の増進並びに体育及び生活文化の向上に資するため。		
開設時期		昭和54年7月	敷地面積	29,237㎡
施設内容	施設名	竣工時期	構造等	施設面積
	子供ソフトボール場	昭和56年3月	バックネット、倉庫、ダッグアウト(ベンチ)	4,000㎡
	児童プール	昭和54年7月	25mプール、幼児プール	2,100㎡
	子供広場	-	すべり台、アスレチック	810㎡
	駐車場	-	アスファルト舗装	44台
	その他	プール管理棟、更衣室、機械室、 児童プールのトイレ(浄化槽)1箇所、屋外トイレ(汲み取り)1箇所		

(2) 利用日及び利用時間

施設名		利用日	利用時間	
浜松市雄踏 総合体育館	体育館	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時30分まで	
	駐車場		第1駐車場	午前零時から午後12時まで
			第2駐車場	午前9時から午後9時30分まで
			第3駐車場	
			第4駐車場	
浜松市馬郡運動広場		1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで (5月1日から8月31日までは、 午後7時まで)	
浜松市雄踏グラウンド		1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで 夜間照明設備にあつては、日没 から午後9時まで	
雄踏総合公園	庭球場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで	
	多目的スポーツ広場		午前9時から午後5時まで (5月1日から8月31日までは、 午後7時まで)	
	球技場			
	ソフトボール場			
	ゲートボール場			
	クラブハウス			午前9時から午後9時まで
	水泳場	7月1日から8月31日まで	午前9時30分から午後5時まで	
	駐車場	1月1日から12月31日まで	午前零時から午後12時まで	
浜松市舞阪 表浜公園	子供ソフトボール場	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後5時まで	
	児童プール	7月の第3土曜日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	

※市と協議により利用日及び利用時間の変更が可能（施設清掃、電気等保安全管理による休館日も協議により決定）

(3) 年間利用者数 ※令和7年度実績は5月中旬確定の見込み

施設名		令和5年度	令和6年度	令和7年度
浜松市雄踏総合体育館		85,478人	85,400人	86,765人
浜松市馬郡運動広場		39,173人	39,474人	36,345人
浜松市雄踏グラウンド		31,762人	30,518人	28,432人
雄踏総合公園	庭球場	27,283人	28,839人	28,118人
	多目的スポーツ広場	8,760人	10,501人	9,961人
	球技場（芝大）	6,658人	8,750人	7,265人
	球技場（芝小）	4,688人	4,443人	6,537人
	球技場（土）	5,674人	6,622人	4,335人
	ソフトボール場	3,677人	5,278人	4,335人
	ゲートボール場	3,445人	2,921人	2,242人
	水泳場	30,967人	25,805人	25,441人
浜松市舞阪 表浜公園	子供ソフトボール場	4,520人	4,080人	4,600人
	児童プール	4,072人	2,519人	2,544人

(4) 法令等の規定

地方自治法、都市公園法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則、各施設の設置条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法令

(5) 現在の指定管理者に関すること

①浜松市雄踏総合体育館、浜松市馬郡運動広場、浜松市雄踏グラウンド

管理者名：公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ

代表者：公益財団法人浜松市スポーツ協会

構成員：東海ビル管理株式会社、ミズノスポーツサービス株式会社、株式会社理研グリーン

指定期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

②雄踏総合公園、浜松市舞阪表浜公園

管理者名：中部ビル保善株式会社

指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 浜松市雄踏総合体育館、浜松市馬郡運動広場、浜松市雄踏グラウンド、雄踏総合公園及び浜松市舞阪表浜公園の運営及び維持管理に関すること

(2) 次に規定する事業の実施に関すること

- ・浜松市総合体育館条例 第17条第2項
- ・浜松市運動広場条例 第14条第2項
- ・浜松市都市公園条例 第25条第2項
- ・浜松市公園条例 第20条第2項

(3) 浜松市スポーツ・文化施設予約システムに関すること

(4) 施設の適正な維持管理のための指定管理者仕様書（別添）に記載する業務に関すること

- ・浜松市との協議により、自己の費用と責任において、施設のPR（宣伝活動、広報活動）や利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。
- ・施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

3 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年）

4 指定管理料

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。

支払いは、毎月の業務履行確認後、指定管理者の請求に基づき、後払いとします。

※利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者が提案する利用料金見込額の差額を指定管理料として支払います。

5 利用料金の規定

利用料金の詳細は、各施設の設置条例及び同条例施行規則をご覧ください。指定管理者は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めてください。

なお、次の施設について令和9年4月1日から利用料金の変更を予定しています（別紙2参照）。

- ・雄踏グラウンド（浜松市運動広場条例）
- ・馬郡運動広場（浜松市運動広場条例）

6 事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

7 利用料金減免の手続き

指定管理者は、以下の条例に基づき利用料金を減免することができます。

- ・浜松市総合体育館条例第22条、同条例施行規則第14条
- ・浜松市運動広場条例第19条、同条例施行規則第8条の4
- ・浜松市都市公園条例第30条、同条例施行規則第17条
- ・浜松市公園条例第25条、同条例施行規則第17条

8 指定管理料の上限額

管理運営に関する市の負担額の上限となります。年度ごとの金額及び指定管理期間中の合計額を超えた提案額は失格となります。

令和9年度	101,759,000円
令和10年度	98,494,000円
令和11年度	98,494,000円
令和12年度	98,494,000円
令和13年度	98,494,000円
合計	495,735,000円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税（10%）を含みます。

※応募の際は、税率10%の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税の変更有ったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

※提案された年度ごとの額が消費税の計算上割り切れない場合は、提案額（全期間の合計額）の範囲内で端数調整をする場合があります。

8の2 賃金水準の変動への対応

指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定期間2年目以降の相当額の見直しを行う仕組みを導入します。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降、市は増額分を

指定管理者に支払います。変動分がマイナスの場合は、指定管理者は減額分を市に納付します。また、その際、基準額となる人件費の ±1.0%分までの金額は、市又は指定管理者の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という）。

申請団体は、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入のうえ、指定管理者指定申請書提出時に提出してください。また、指定管理者として指定された後、賃金スライド制度に基づき、対象人件費の実績額を毎年度市へ報告する必要がありますので、ご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き」をご参照ください。

「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き」は、浜松市ホームページの以下の場所に掲載されています。

※市HPトップ → 創業・産業・ビジネス → 指定管理者制度 → 公の施設における指定管理者制度
→ 指定管理者制度における賃金スライド制度の導入について

9 応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体でないこと。
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと。
- (3) 浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと。
- (5) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。
- (7) 指針第 10 条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。
- (8) 浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。
- (9) 浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるもの）に限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）でないこと。
- (10) 過去 3 年間に条例第 13 条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。
- (11) 共同事業体による応募は可とする。
- (12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
- (13) 施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有す団体。

(14) 施設の管理運営を行う上で必要となる許可、認可等を有する団体。

(15) 公園管理運営士又は造園施工管理技士1級若しくは2級の資格を有する者を配置すること。

※応募資格の確認日は、提出書類の提出期間の最終日とします。

※共同事業体の場合は、構成団体全てが(1)～(13)の応募資格を満たしている必要があります。

10 提出書類

提出部数は25部（正本1部、副本24部）

- (1) 指定申請書「第3号様式」
- (2) 宣誓書及び同意書「第4号様式」
- (3) 役員等名簿「第4-2号様式」
- (4) 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書（証明日は3ヶ月以内の日付であること）
- (5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (6) 過去3年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの
- (7) 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
- (8) ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」（証明日は3ヶ月以内の日付であること）
②直近2年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）
※指定管理者に選定された場合、①は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。
- (9) 「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類
①委任状（第4-3号様式）
②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
- (10) 浜松市雄踏総合体育館、浜松市馬郡運動広場、浜松市雄踏グラウンド、雄踏総合公園及び浜松市舞阪表浜公園指定管理者事業計画書「第5号様式」（全期間分）
- (11) 提案資料
- (12) 提案資料の取扱いに関する回答書「第4-4号様式」 ※詳細は22（4）参照
- (13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同事業体の場合、(2)～(9)は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。
- (14) 賃金スライド制度に基づく「対象人件費等計算書」（賃金スライド様式1）

11 指定管理者の募集及び選定方法

(1) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

(2) 選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は、「中央区指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「中央区指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

(3) 選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

(4) 協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

(5) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

1 2 指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和8年7月6日	～	8月21日	募集要項のホームページ掲載及び配布
7月6日	～	7月22日	募集要項に関する照会、質問事項の受付
7月16日			応募者説明会、施設見学会
7月29日（予定）			質問事項に対する回答
8月17日	～	8月21日	提出書類の申請受け付け
8月下旬	～	9月上旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間 ※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。
			質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。
9月16日			ヒアリング・プレゼンテーションの開催 候補者選定のための選定会議
9月下旬			優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
10月上旬			仮基本協定の締結
12月上旬			指定管理者の指定（11月市議会議決による）
令和9年1月下旬			基本協定締結
1月下旬	～	3月下旬	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

1 3 募集要項の配布

募集要項は、令和8年7月6日（月）から8月21日（金）まで配布いたします。

- ・配布場所：浜松市中央区西行政センター まちづくり推進担当

〒431-0193 浜松市中央区雄踏一丁目31番1号 電話：053-597-1117

- ・配布時間：午前8時30分～午後5時15分

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ → 創業・産業・ビジネス → 指定管理者制度 → 公の施設における指定管理者制度

1 4 募集要項に関する照会、質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間：令和8年7月6日（月）から7月22日（水）までとします。（受付時間 午前8時30分～午後5時15分）
- ・受付方法：「募集要項等の内容に関する質問書」（第4-5号様式）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

- ・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。

(回答日：令和8年7月29日(水) 予定)

- ※質問は、必ず郵送、ファクス、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問には受け付けられません。(以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください)

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市中央区西行政センター 文化スポーツグループ 担当者：土屋

〒431-0193 浜松市中央区雄踏一丁目31番1号

FAX：050-3385-8178 メールアドレス：w-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

15 応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

指定管理業務等についての説明会を開催します。

- ・日時 令和8年7月16日 午後1時30分～午後2時30分
- ・場所 浜松市中央区雄踏一丁目31番1号 浜松市中央区西行政センター大会議室(3階)

※説明会終了後、施設見学を行います。

※参加される場合は、指定管理者応募者説明会参加申込書(別紙様式)に必要事項をご記入の上、7月14日(火)午後5時までにお申し込みください。

※説明会当日は、ホームページに掲載した募集要項等の資料をご持参ください。

※説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

指定管理業務等についてのヒアリング(プレゼンテーション)を開催します。

- ・日時、場所 令和8年9月16日 浜松市役所

※詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

16 提出書類の提出

指定申請書等、提出書類は、令和8年8月17日から8月21日(受付時間午前8時30分～午後5時15分)までに浜松市中央区西行政センターに提出してください。(必着。郵送可。)

17 費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

18 障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

19 選定基準

別紙のとおり

20 実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同事業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

(1) 事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乘じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点 (事後評価)	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	+ 5.0%
70点～80点未満	優れている	+ 2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	- 2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	- 5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間				A	A/4	※小数点第2位 以下切り捨て
	1年目	2年目	3年目	4年目			
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	
加算率	0.0%	+ 2.5%	0.0%	+ 2.5%	+ 5.0%	+ 1.2%	

$$\text{選定時評価点 } 75.4 \text{ 点} \times 1.2\% = \underline{0.9 \text{ 点を加点}}$$

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（2年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

- ・ 提案した業務及び自主事業の不実施
- ・ 労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合や、その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
- ・ 当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
- ・ 加入すべき保険の未加入
- ・ 事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
- ・ 事業報告書の提出期限超過

21 選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和8年9月下旬までに文書にてお知らせします。

22 提出書類の取扱いと情報の公開について

(1) 提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

(2) 指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業者の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

(3) 情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

(4) 提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（3）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

【提出物】

- ・提案資料の取扱いに関する回答書「第4-4号様式」
- ・応募者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、10提出書類に規定する提出部数に関わらず1部のみ提出で構いません。

2.3 指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和8年11月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

2.4 提案型本業務について

指定管理者募集時に従来の仕様発注に加え、市が施設や対象箇所等に求める性能概要を示し、企画事業の提案を募ります。

応募者は、仕様書（案）「提案型本業務」の項目を確認のうえ、企画事業を提案してください。

指定管理者は、企画事業が採用された場合、指定管理者自らが本業務として実施することができます。企画事業の採用の可否は各施設所管課において決定します。

【提案事業の採用条件】

- ①事業は、法律または条例に定められた施設の設置趣旨・事業等の範囲内の事業であるか。
- ②施設の利用促進を図るための取り組み、または施設利用者の利便性を高めるための取り組みであること。
- ③仕様書等に規定されている本業務を妨げない範囲において行われているか。
- ④指定管理者の責任において実施するものであるか。
- ⑤実施する場所は、施設利用者が当該施設を利用する際に妨げとなる場所でないか。

2.5 その他

(1) 休館を伴う工事について

雄踏総合公園庭球場 ハードコート化工事（6か月程度）

(2) ネーミングライツについて

市では今後、新たな財源の確保、施設の良い管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に通称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

(3) 市有施設の脱炭素化の推進について

市では、地球温暖化対策実行計画において、市有施設の脱炭素化を推進するため、「2030年（令和12年）までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー100%電力とする」という目標を掲げています。指定管理施設から排出される温室効果ガスも市の排出量として算定されるため、この目標は指定管理施設にも適用されます。

つきましては、この目標をご理解いただいた上で、脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギー100%電力の導入の積極的な活用をお願いします。

なお、再生可能エネルギー100%電力とは、「FIT非化石証書」又は「非FIT非化石証書（再エネ指定あり）」により環境価値を証明できる電力を指します。

再生可能エネルギー100%電力の導入に関する具体的な取り組みについては、事業計画書等に記載いただくことで、選定の際の評価対象となります。

【問合せ先】

〈浜松市雄踏総合体育館・浜松市馬郡運動広場・浜松市雄踏グラウンド〉

浜松市中央区西行政センター 文化スポーツグループ 担当者：土屋

電話：053-597-1117 FAX：050-3385-8178

メールアドレス：w-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

〈雄踏総合公園・浜松市舞阪表浜公園〉

浜松市都市整備部公園管理事務所 担当者：河村

電話：053-473-1829 FAX：053-474-6336

メールアドレス：koen-kan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市雄踏総合体育館ほか4 施設指定管理者選定基準

評価項目	配点	得点
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	
小 計	6	
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方	10	
(2) 施設の運営体制・職員の配置	7	
(3) 適正な管理・モニタリング	5	
(4) 安全管理・緊急時への対応	8	
(5) 市民サービスの向上	10	
(6) 環境・地域等への配慮	5	
(7) 平等利用	2	
(8) 自主事業	5	
小 計	52	
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	
(2) 施設の運営実績	6	
(3) 団体の地域貢献	6	
小 計	18	
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
(2) 各種認定等の有無	1	
小 計	4	
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
収支計画の妥当性	10	
小 計	10	
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$	10	—
小 計	10	
現指定期間の実績に基づく加減点		
合 計	100	

〈選定条件〉

- 1 評価項目 1、2、3 及び 5 の各小計において、配点の 55%以上（合格点）であること。
- 2 前 1 の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。
- 3 4 の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業の CSR 活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体

の場合は、共同事業体数で按分する。

- 4 6の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
- 5 現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20 実績の反映について」のとおりとする。

浜松市運動広場条例の一部を改正する条例

浜松市運動広場条例（平成11年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																										
<p>別表第1（第3条・第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 40%;">開場時間</th> <th style="width: 40%;">休場日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市馬郡運動広場</td> <td>午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日まで、午後7時まで）</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条・第18条関係）</p>	名称	開場時間	休場日	浜松市馬郡運動広場	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日まで、午後7時まで）	/	（略）			<p>別表第1（第3条・第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 40%;">開場時間</th> <th style="width: 40%;">休場日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市馬郡運動広場</td> <td>午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日まで、午後7時まで）</td> <td>12月29日から翌年の1月3日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条・第18条関係）</p> <p style="margin-left: 20px;">1 浜松市馬郡運動広場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">利用時間区分</th> <th style="width: 40%;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日まで、午後7時まで） 2時間につき</td> <td style="text-align: right;">2,460円</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td style="text-align: right;">2,460円</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td style="text-align: right;">1,230円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p style="margin-left: 20px;">1 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで若しくは午後3時から午後5時まで又は午後5時から午後7時まで（5月1日から8月31日までの間に限る。）とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) 所定の開場時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額</p> <p style="margin-left: 40px;">(2) 所定の開場時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額</p> <p style="margin-left: 20px;">3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p style="margin-left: 20px;">2・3 （略）</p> <p style="margin-left: 20px;">4 浜松市雄踏グラウンド</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) グラウンド</p>	名称	開場時間	休場日	浜松市馬郡運動広場	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日まで、午後7時まで）	12月29日から翌年の1月3日まで	（略）			利用時間区分	利用料金	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日まで、午後7時まで） 2時間につき	2,460円	全面	2,460円	半面	1,230円
名称	開場時間	休場日																									
浜松市馬郡運動広場	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日まで、午後7時まで）	/																									
（略）																											
名称	開場時間	休場日																									
浜松市馬郡運動広場	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日まで、午後7時まで）	12月29日から翌年の1月3日まで																									
（略）																											
利用時間区分	利用料金																										
午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日まで、午後7時まで） 2時間につき	2,460円																										
全面	2,460円																										
半面	1,230円																										
<p>1・2 （略）</p> <p>3 浜松市雄踏グラウンド</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) グラウンド</p>	<p>2・3 （略）</p> <p>4 浜松市雄踏グラウンド</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) グラウンド</p>																										

利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
1面につき	820円

備考 (略)

(2) 夜間照明設備

1回1面につき 2,300円

4～8 (略)

9 浜松市馬郡運動広場、浜松市沖洗運動場、浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、浜松市半田山グラウンド、浜松市高菌ゲートボール場、浜松市春野気田スポーツ広場及び浜松市龍山総合運動場 無料

別表第3 (第14条関係)

1 運動広場 (利用料金)

名称
浜松市舞阪乙女園グラウンド
(略)

2 運動広場 (無料)

名称
浜松市馬郡運動広場
浜松市沖洗運動場
(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
全面	2,460円
片面	1,230円

備考 (略)

(2) 夜間照明設備

利用区分	金額
全面	1回につき 4,600円
片面	2,300円

5～9 (略)

10 浜松市沖洗運動場、浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、浜松市半田山グラウンド、浜松市高菌ゲートボール場、浜松市春野気田スポーツ広場及び浜松市龍山総合運動場 無料

別表第3 (第14条関係)

1 運動広場 (利用料金)

名称
<u>浜松市馬郡運動広場</u>
浜松市舞阪乙女園グラウンド
(略)

2 運動広場 (無料)

名称
浜松市沖洗運動場
(略)

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。